



島根県報

平成20年 2 月 1 日 (金)
第 1,953 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(建 築 住 宅 課)	1
告 示		
平成20年 2 月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
換地計画書の縦覧 (3 件)	(農 村 整 備 課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(")	4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (6 件)	(")	4
平成20年度保安林内立木伐採面積の許容限度	(")	7
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 課)	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	8
公 告		
公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	9
雑 報		
島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(警 察 本 部)	9
正 誤		
平成20年 1 月18日付け島根県報第1,949号中	(森 林 整 備 課)	9

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (規則第 4 号)

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (平成19年島根県条例第81号) 附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成20年 3 月 1 日とすることとした。

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 4 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (平成19年島根県条例第81号) 附則ただし書に規定する改正規定の施行期日

は、平成20年3月1日とする。

告 示

島根県告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成20年2月21日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
スマイル歯科	浜田市周布町口377-1	平成20年1月16日
有限会社みはし薬局 片庭店	浜田市片庭町51-4	平成20年1月21日

島根県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	八束郡東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成20年1月1日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	介護予防訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	八束郡東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成20年1月1日

島根県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木 2 丁目12番10号	訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	松江市伊勢宮町543番地 3 労済会館別館	平成19年 12月31日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木 2 丁目12番10号	介護予防訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	松江市伊勢宮町543番地 3 労済会館別館	平成19年 12月31日

島根県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う求院地区第 1 工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 2 月 1 日から21日間

3 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う求院地区第 2 工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 2 月 1 日から21日間

3 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第52条第 1 項の規定に基づき、美郷町長から石原地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2 第 1 項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第

4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年2月1日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場

島根県告示第75号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
稲原地区（第2工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年6月30日
稲原地区（第3工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年6月30日
稲原地区（第4工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年12月6日

島根県告示第76号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年4月12日農林水産省告示第446号、昭和63年8月2日農林水産省告示第1110号（2及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第77号

平成19年島根県告示第1052号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市左ヶ山町イ1301 - 1	岩本五三郎	益田市左ヶ山町口217
益田市美都町山本イ42、イ43、イ1671	河野 鶴市	益田市美都町山本イ1326
益田市匹見町道川イ1266 - 1	勝田 稔法	広島市安芸区瀬野川町はたが314 - 10

島根県告示第78号

平成19年島根県告示第1053号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市多伎町神原1033 - 6	品川 直輝	大阪府富田林市昭和町 1 - 8 - 9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第79号

平成20年島根県告示第17号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
松江市美保関町諸喰字川北76	谷田 正一	鳥取県境港市湊町103
浜田市弥栄町木都賀八300	野上 繁道	浜田市弥栄町木都賀八200
大田市川合町川合字長田4294 - 4	貴田 キク	大田市川合町川合152
大田市川合町川合字長田1452 - 2	那須 義範	神戸市東灘区魚崎西町 4 - 2 - 18

島根県告示第80号

平成20年島根県告示第19号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を松江市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
松江市島根町大芦3661	大野 常次	松江市島根町大芦2542
松江市島根町大芦3583、3604、3604 - 1	高井 盛雄	松江市島根町大芦3067
松江市島根町大芦3644、3664	高井 美栄	松江市島根町大芦2784
松江市島根町大芦3676	藤井定四郎	松江市島根町大芦2425

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第81号

平成20年島根県告示第20号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を松江市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
松江市八雲町熊野5888	山内 一晃	鳥取県米子市岩倉町16

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第82号

平成20年島根県告示第42号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所

出雲市佐田町宮内字小丸557	安食 幸敏	松江市菅田町178 - 10
大田市仁摩町大国字寺ノ上646、字照善坊山4295	小笠原善勝	兵庫県神戸市垂水区つつじが丘 5 丁目 8 - 13
大田市三瓶町池田字熊木1074、1074 - 1、1074 - 2	麻尾忠二郎	大田市三瓶町池田2749 - 1

島根県告示第83号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 4 項の規定により、平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第 4 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	817.43
斐伊川	〃	1,739.70
神戸川	〃	1,815.74
大田地区	〃	98.22
邑智地区	〃	1,591.85
那賀地区	〃	1,199.03
美鹿地区	〃	3,355.84
隠岐	〃	261.10
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.02
長浜地区	〃	2.47
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.32
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	10.32
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44

浜田市	"	7.92
益田市	"	1.60
隠岐の島町	"	2.86
海士町	"	3.52
西ノ島町	"	1.92
知夫村	"	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	20.96
斐伊川	"	22.03
神戸川	"	27.95
大田地区	"	3.00
邑智地区	"	101.12
那賀地区	"	77.17
美鹿地区	"	91.40
隠岐	"	20.06
松江・斐伊川・大田	保健保安林	129.93
邑智・那賀・美鹿	"	45.24
隠岐	"	27.24

島根県告示第84号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成16年島根県告示第31号による保険に付すべき義務は、平成20年1月15日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市加入区

島根県告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 洞光寺山（追加）
- 2 土地の表示

昭和46年9月7日島根県告示第825号で指定した標柱8号から10号までを順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱29号から33号までを順次に結んだ線、標柱8号と29号を結んだ線及び標柱10号と33号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町木次571番6	29号及び30号
" 571番1	31号

"	573番11	32号
"	573番 6	33号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成20年 2 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・平板測量・用地測量）
- 2 作業期間
平成20年 1 月21日から平成20年 3 月25日まで
- 3 作業地域
島根県江津市桜江町

雑 報

島根県警察本部告示第 8 号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成20年 2 月 1 日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

第 5 条中「午前 9 時から正午」を「午前 8 時30分から午後零時15分」に、「午後 5 時」を「午後 5 時15分」に改める。

附 則

この告示は、平成20年 2 月 1 日から施行する。

正 誤

平成20年 1 月18日付け島根県報第1,949号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から14	浜田市三隅町岡見5257、5263 - 4	浜田市三隅町岡見5257、5263 - 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
	下から10	指定理由の消滅	指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

